

平成 30 年 5 月 1 日号

## **消費生活Q & A**

Q 友人に誘われセミナーに参加したところ、主催者から「ビジネス講座」の受講を強く勧められました。興味があるのですが、高額なので迷っています。契約しても問題ないですか。

A 20 歳を過ぎた若者から上記のような講座や情報商材、投資商品などの契約に関する相談が寄せられています。友人や先輩、あるいは SNS 上の知り合いからの誘いがきっかけとなっているようです。連鎖販売取引（マルチ商法）の形態の物も多くみられます。クレジット契約や消費者金融での借金をするよう勧められる事例もあり、結局「支払いができない」などの問題が起きています。

社会経験の乏しい若者をターゲットにする悪質業者も存在します。「役に立つ」「儲かる」などと言われても鵜呑みにせず、冷静に考えましょう。一旦契約すると簡単にやめることができません。きっぱり断る勇気を持ちましょう。迷ったら、まず消費生活センターにご相談ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５